

諮詢日：平成30年5月28日  
答申日：平成30年10月5日

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年9月11日付けで提起した処分（以下「処分」という。）による利用者負担金（保育料）変更処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求に係る処分

処分は、平成29年9月4日付けで、審査請求人に対し、利用者負担金（保育料）変更処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成29年9月5日に本件処分があったことを知った。

#### 2 審査請求

審査請求人は、平成29年9月11日付けで、審査庁に対し、「去年と同じ保育料との裁決を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

収入だけを見ると人並みかもしれないが、子どもを育てるには足りない状況である。共働きをして生活を楽にしようとしているなか、保育料が高くなり、支払が厳しい状況である。

#### 2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものと考える。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### （1）本件処分の違法性又は不当性について

ア 審査請求人の支給認定子どもが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項で定める保育を受けていること、保育必要量の区分が標準時間区分の認定を受けていること、支給認定保護者等の世帯の住民票の住所が合併前の浪岡町の区域でないこと、支給認定保護者等世帯の課税額、世帯の子の人数及び年齢認定等、その他世帯の状況等利用者負担金の額の算定根拠について審査請

求人から特段の主張はないことから争いはない。

イ 処分庁によると、保育の利用が開始された日の属する年度の初日において審査請求人の支給認定子どもが2歳で3歳未満児であり、保育必要量の区分が標準時間区分の認定を受けていることから法第19条第3号に該当し青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年青森市規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2号により、規則別表第2の適用となる。審査請求人の支給認定保護者等の市民税所得割の合計が、130,800円であること、当該世帯の支給認定子どもの保育の利用者が1名で当該子が第4子であり、当該保育認定子どもは3歳未満児のため、備考第10項第2号アの規定が適用される。

ウ 備考第10項第2号アでは、国基準額表の第5階層から第8階層までに該当する場合には、国基準額の2分の1に相当する額に、利用者負担金（保育料）と国基準額の2分の1に相当する額との差額の6分の1に相当する額を加えた額とする旨定めており、処分庁によると審査請求人の支給認定保護者等世帯の平成29年度市民税所得割額の合計は130,800円、規則別表第2の階層区分はD11階層で、算定の基となる利用者負担金（保育料）の額は38,700円、国基準額表の区分は第5階層で国基準額は44,500円で、上記から求められる利用者負担金の額は24,990円となり、処分庁の決定に誤りはない。

エ 規則第4条では、市長は、利用者負担金の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者に通知する旨定めており、処分庁は当該規定に基づき審査請求人に通知したものである。したがって、本件処分は、関係法令に基づき、適正に利用者負担金の額を決定し、審査請求人に通知したものであり、違法若しくは不当な点は認められない。

## （2）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年5月28日 諮問書の受理

平成30年7月19日 調査審議

平成30年9月28日 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 関係法令の要旨

- (1) 利用者負担金の徴収について、法附則第6条第4項において、保育所に委託費として保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用を保育認定子どもの保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して当該子どもの年齢等に応じて定める額を徴収することが規定されている。
- (2) 利用者負担金の額について、法附則第6条第4項の規定に基づき、青森市では規則において定めている。規則第3条第2号において、法第19条第1項第2号に該当する者

又は同項第3号に該当する者に係る利用者負担金の額は、別表第2に定める額とすることが規定されており、別表第2において、保育所を利用する児童の年齢並びに当該児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母及び扶養義務者の全ての者の市町村民税所得割の額等により算定した利用者負担金の額とすることが規定されている。

(3) また、規則第4条において、市長は、利用者負担金の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者等に通知することが規定されている。

## 2 本件処分について

当審査会は、保育所を利用する児童の年齢、児童の属する世帯の構成及び児童の父母の平成29年度市民税所得割額等を基に規則に当てはめて本件処分に係る利用者負担金の額を確認した。そうしたところ、当該利用者負担金の額は、前記第4審理員意見書の要旨の2の(1)イ及びウに記載のとおり、誤りはないものと認められる。また、審査請求人に対し、当該利用者負担金の額を記載して通知している。

したがって、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

## 3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

## 4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会 会長 遠藤 哲哉  
委員 磯 裕一郎  
委員 蝦名 和美